

資産

社地 第一種官有地四十二坪

神社資産 現金 參拾圓



池田神社

池田神社

奈良縣高市郡白根村大字畝傍
字池田四十六番地 鎮座

社格 無格社

祭神 大日本彥和友尊

祈年祭 二月二十八日

例祭 十月八日

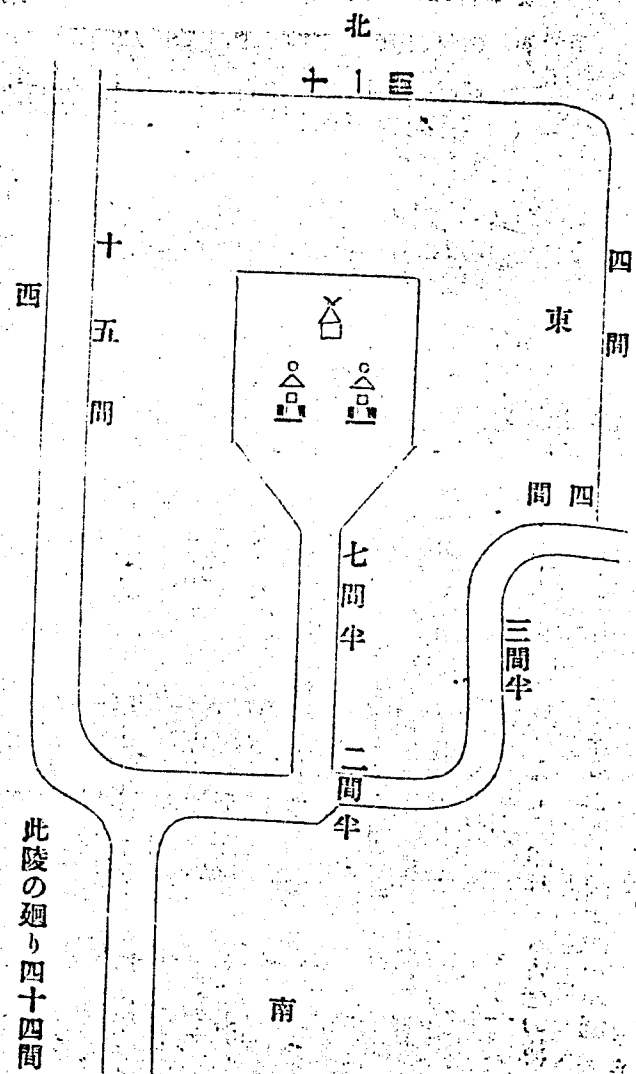
新嘗祭 十二月三日

神體 紙幣

由緒沿革

當社は其の創立年代明かならず、然れども古老の傳ふる所によれば、古來懿德天皇皇后陵と稱し陵上の一小祠を懿德天皇社と稱せり。蓋し社名には皇后の二字を逸せるものにて、其の小祠は皇后の廟社にて非ざる歟。然るに現今考證に資す

べき古記舊録の存せざるは頗る遺憾のことなりとす。現今大字區長の家に約百五十年前（鑑定による）の古圖一葉を藏せり、即ち左の如し。



此陵の廻り四十四間

畝傍村

上圖陵の文字に注意すべし、斯くて其の後明治八年の頃より字名により社名を池田神社と改稱して以て今日に至れり、社頭大字畝傍の北方にありて今尙圓墳の形をなせり。

棟札

古きものは社名變更の時焼棄して傳はらず、現今社殿内に最近のもの一枚を納めたり。

表 奉正遷宮池田神社

社 掌
大谷 敷 榮
氏子總代
植田 忠 司
水田 佐 平

西島 清 一

松本 龜三 郎

喜多 理 平
西村 清 七

裏 大正元年九月二十八日

建造物

本 殿

春日造丹彩にして桁行一尺六寸、梁行二尺、屋根亞鉛張。

石燈籠

寶曆十庚辰年
御神燈
九月八日
敬修村
善善坂孫
兵三
御部松八
長七和藤
兵
吉衛助松
源庄新千
兵八藏郎
(大)

狛犬 (頗小型)

銘奉獻
寶曆十辰年
九月八日
敬修村
(狩)
植田忠司
植田天藥堂

燈明掃除

燈明は氏子順番毎宵獻燈し、掃除は同毎月三日に執行せり。

宮座

東大谷日女命神社に同じ。

氏子 大字畝傍御坊計百戸

經費

大正十年度歳入出豫算 金四拾圓

資産

社地 第一種官有地一百十坪

東大谷日女命神社
奈良縣高市郡白檮村大字畝傍
字唐院六十七番地鎮座

社格 無格社

祭神 姫路輔五十鈴媛命

新年祭 二月二十八日
例祭 十月八日
新嘗祭 十二月三日

神體 紙幣

由緒沿革

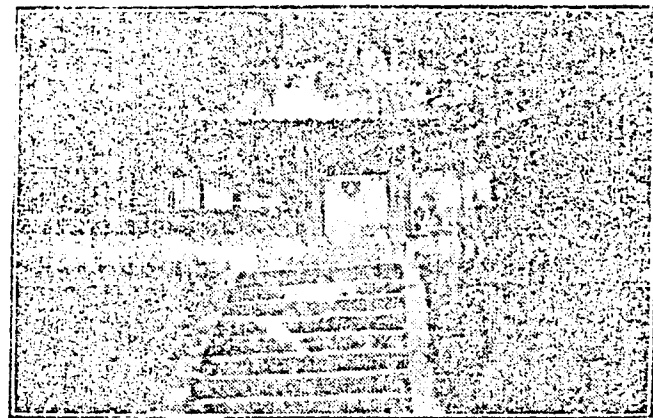
當社は其の創造の年代詳ならず、然れども徳川時代に於ては兩部に奉祭して熊野權現と稱せりと傳へたり。されば明治維新の後にも尙ほ、熊野神社と稱し伊弉册尊を祭神として奉祀し來れり。今當時の拜殿鳥居など修繕普請兩願に關する文書の現存せるものに就きて、其の要點を摘録すれば左の如し。

氏神 熊野神社

字トウイン鎮座

明治十一年九月廿五日
鳥居土手堀拜殿道石壇修繕普請
同年九月廿七日許可

以上によれば明治十一年頃に至りても、尙ほ熊野神社と稱せしことを知るべし。然るに爰に式内東大谷日女命神社の位置に關して從來二説あり。大和國名鑑軌圖及び伴信友著神名帳考證等は同神社は、高市郡敵傍山の西大谷村に在りと稱し、又大和志は山田村（今郡安倍村の大字）に在りと云へり。當社當時の關係者は前説を採りて之に附會を加へ、東大谷は大谷村に在らずして敵傍山の東に在りとなし、強ひて敵傍山の東に於て之を求めんと欲し、遂に當社を以て之に擬ひ社名を變更して姫蹈鞴五十鈴媛命神社と改稱し、同名の祭神を奉祭して以て現今に至る。社頭は



東大谷日女命神社

するに至れり。斯くて明治二十年頃には當社私に東大谷日女命神社と稱し、祭神も亦變更して神功皇后を奉祭せしことありき。然るに明治二十五年頃には其の祭神又々變更して、姫蹈鞴五十鈴媛命を奉祀し、斯くて明治三十五年の頃社名并に祭神變更の義を出願し遂に聽許を得て、爰に無格社東大谷日女命神社の鎮座并に祭神姫蹈鞴五十鈴媛命の奉祀を見るに至れり。然るに其の後社名と祭神と一致せざるの故を以て、私に三た

大宇敵傍の西方敵傍山の東南麓に在りて、頗る幽閑の境を占め神林中に周圍一丈二尺の椎樹など茂りて、景物古氣を帯びたり。

建造物

社殿は敵傍山の東南傾斜面に在りて、下に二重の石垣を築き、社殿前に二級の石階あり。社殿は中央は本社、本社の右方は豊受神社、左方は春日社にして何れも東面せり、社垣前の二重二垣は高上方二尺三寸、下方八寸長右方二間二尺二寸、左方一間五尺三寸正面に幅一間六級の石階あり。

本社 春日造丹彩にして、桁行二尺八寸五分、梁行三尺五分、屋根亞鈴張なり。
土 塀 三方土塀長後方四間二尺、兩側各四間二尺五寸、社垣と拜殿との間一間、高通じて六尺、

屋根瓦葺。

拜殿 單層切妻造にして桁行八間、梁行二間、屋根瓦葺。

繪馬額 拜殿の内部に掲げたり。就中比較的年次の古くして、優良なるものを擧ぐれば左の如し。

奉獻上 文政元寅年九月 御坊村

鳥居

社地入口に在り石村明神造にして高一丈一尺七寸、幅九尺五寸銘に曰く。

奉納 大正七年 氏子 敵傍 西島清一
五月吉日 大坂 西島徳次郎
石工 八木山田

狛犬 二對あり一は拜殿前にありて、他は社壇上に在り。

拜殿前に在るもの(高六尺三寸)銘に曰く。

奉獻 明治三年十二月廿八日

社壇上に在るもの(高一尺八寸)銘に曰く。

奉獻 安政五年正月建 願主 高田 八木屋 庄助 同 ヤイ

石燈籠

御神前 寶永七年 七月吉日 畝火村 (高六尺) (狩)

御神燈 寶曆十一年巳年 九月八日 畝火村 自在 講中 (高四尺) (大)

御神燈 天保五甲午九月雨乞成就 (高四尺五寸) (狩) 二基

御神燈 明治廿二年二月立 (高八尺) (大) 二基

境内社

豊受神社 (右方)

祭神 天照皇大神

神體 紙幣

社殿 流造丹彩にして桁行一尺二寸、梁行一尺一寸八分、屋根亜鉛葺なり。

春日社 (左方)

祭神 天兒屋根命

神體 紙幣

社殿 流造丹彩にして桁行梁行共に一尺一寸八分、屋根亜鉛葺なり。

水盤

自然石にして長徑三尺二寸、短徑一尺三寸、高一尺四寸あり。

石階

参道に在るもの幅六尺七寸二十三級あり。次に拜殿前に在るもの幅八尺五級あり。

燈明掃除

燈明は氏子順番毎夕進獻し、掃除は同じく毎月三日に奉仕せり。

太鼓臺及び地車

大字御坊 太鼓臺

始め山邊郡丹波市町大字田より購入し、明治四十年時價拾圓にて大字見瀬商人に賣却し、金額を青

年會雜費に消費せり。

大字畝傍 地車

明治十一年の頃時價六百圓を投じて堺市萬源にて購入せしが、後價額百拾圓にて磯城郡耳成村大字安樂寺に賣却し、代金は檀那寺敷地代に費消せり。

宮 座

大字御坊

元大講、古講、新講の三講あり。

三六〇

三五五

元大講は享保十九甲寅年九月五日の組織に係り明和元年甲申九月五日再度の會合をなせし事を記せる古記録今尚ほ襲藏せり。當時加入者は二十九戸なりしが、現今は減じて十九戸となれり。共有財産は元田地一段七畝歩を所有せしが、明治の初年段歩五拾圓にて賣却し之を預金となし、爾來利子を以て講事を營み、現今金八拾圓を所有せり。

古講又兼講とも云ふ、講中に古帳面あり其の表紙は左の如し。

寶曆九年卯九月五日

宮講中覺帳

此の帳簿の中に明和八載辛卯正月吉日規約を作ると載せたり、現今十四戸ありて畑一段半を共有せ

り。其の畑よりは小作米毎年九斗五升を收得し、其の收得にて講の行事を營めり。

新講は講中五戸あり

大字畝傍

宮座と稱し古座、新座の二座あり。

古座は現今十三戸あり元田地一段八畝歩ありしを、明治五年時價參拾貳圓にて賣却し、代金を座中に分配せり。

新座は今井屋講と稱し講中現今四戸あり。

御湯釜の銘

三六〇

和川高市郡畝火山明王寺兩宮鎮守大明神御湯釜施主氏子中敬白

寛文十二壬子九月八日

氏 子 一百十戸

經 費 大正十年度歳入出豫算總額金壹百圓

資 産 社地 第一種官有地四百坪

八 幡 神 社

奈良縣高市郡白檮村大字見沼
字八王子第一四三ノ二番地鎮座